

DVは子どもへの虐待です

女性児童課男女共同参画係 ☎0824・73・1243



※DV=夫または妻・恋人からの暴力
(ドメスティック・バイオレンス)

「やさしくしてほしい」「安心して過ごしたい」「楽しい家庭で暮らしたい」…子どもとして当然の願いですが、DVのある家庭で育つ子どもは、それがかなわない状況にあります。

暴力がある家庭で育つ子ども

大好きな父親と母親が、どちらかから一方的に傷つけられたり、罵声を浴びせられたりするのを目にするのは、子どもにとってつらく悲しいことです。

子どもが、加害者から直接暴力を受ける割合も高く、また、気持ちの行き場をなくした被害者から、暴力や育児放棄などの虐待を受ける場合もあります。

このため、児童虐待防止法は、DVは児童虐待であると明記しています。

子どもからのサイン

子どもは家庭のことを外では話せません。しかし、日常生活の場で暴力

を見聞きしてきたことが原因で、子どもに次のような症状や行動が見られる場合があります。

- 眠れない、悪夢、眠ることへの恐怖を訴える
- 慢性的な頭痛や腹痛などを訴える
- 衝動性、攻撃性が強い
- 感情のコントロールが難しい
- 何に対しても感情の表現が乏しい
- 極端に用心深く、おどおどする
- 繰り返し暴力的なことをして遊ぶ
- 問題を解決するために頻繁に暴力という手段を使う
- 自己評価が低い
- 「いい子」でいようと過剰に責任を引き受けるなど

このような行動の原因が、すべてDVにあるというものではありませんが、「問題」があると思える子どもの行動の原因に、DVや児童虐待による心の傷が潜んでいる場合があります。知ってください。

子どものSOSを見逃さないで

「声をかける」「その子の気持ちに耳を傾ける」「一緒に考える」「専門の相談機関に助けを求める」など、周りの人にできることはいろいろあります。

また、周りの人が日ごろのかかわりの中で、「暴力という手段をとらなくても問題に対処できる」ことを示すだけでも、暴力を用いないコミュニケーションや人間関係を学ぶ機会になります。

家庭の中の暴力がなくならない限り根本的な解決にはなりません。信頼できる人とかかわりをきっかけに、子どもの心が回復することもあります。

子どもたちのために、あなたにできることは何か考えてみませんか。

DVに関する相談窓口

女性児童課男女共同参画係 ☎0824・73・1243

子どもの気持ち

暴力を身近に経験する子どもたちは、家庭の中で次のようなつらい気持ちを感じています。

恐怖と極度の緊張

「いつ暴力が終わるんだろう」「今度いつ暴力が始まるんだろう」

自責感と無力感

「自分が悪い子だからけんかするのかも」「お母さんを守らずに自分だけ逃げてしまった」

孤立感

「家のことは誰にも言えない」「わたしはこんなにつらいのに、友だちはみんな楽しそう」

両親への愛情と憎悪

「ひどいことをするけど優しいときもある」「暴力を止められないお母さんも悪い」「どちらのことも好きなのにけんかばかりして嫌だ」「どちらもわたしのことを守ってくれない」